

令和5年度決算事務事業評価に係る提言について

洲本市議会

令和6年10月

令和6年10月3日

洲本市長
上 崎 勝 規 様

洲本市議会議長
福 本 巧

令和5年度決算事務事業評価に係る提言について

1. 趣旨

洲本市議会では、議会運営委員会の市政調査などを通して二元代表制として求められている議会の役割を果たすため、また、市民の負託に応えるため、絶えず、調査、研究を行い、議会改革を推進している。このたび、令和5年度各会計の決算認定案件の審査と併せ、議会が抽出した9つの事務事業を評価することとし、その結果を市民福祉の向上のため、市長へ提言する。

2. 対象事業

今回、評価する対象事業は下表のとおり

番号	対象事務事業	担当課
1	すもとシティプロモーション推進事業	秘書広報課
2	公共工事の入札・契約制度について	財政課
3	収納率向上対策事業	収納対策課
4	特定健康診査等事業	保険医療課
5	認知症総合支援事業	介護福祉課
6	校務支援システム導入事業	学校教育課
7	高田屋公園改修事業	農政課
8	地籍調査事業	農地整備課
9	ふるさと洲本交流スペース管理費	商工観光課

3. 内容

対象事務事業ごとに、担当課からの説明を受け、質疑を経て、事業結果を評価し、問題点等を指摘するとともに、事業の今後の方向性を評価し、提言を行うものである。

各事業の評価並びに提言は別紙「委員会評価報告書」のとおり。

委員会評価報告書

事業名	すもとシティプロモーション推進事業（令和5年度実施）				
担当課	企画情報部秘書広報課				
事業の目的	都市部において、市内産品の販路拡大やPRを実施することにより、本市に関する認知度や特産品ブランド力の向上、イメージアップを図り、観光や移住定住への誘導を図ることを目的とする。				
事業の概要	都市部における市内産品の販路拡大及びPR、シティプロモーションの実施、各種イベントの計画・実施。 ・るるぶ洲本の配布 約18,400部（高速道路SA2カ所、東京地下鉄駅6カ所、アンテナショップ、神戸空港、三宮バスターミナル、その他で配布） ・チラシの配布 ・イベント参加（6イベント 動員数：延べ59人）				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 事業の成果がわかりにくく、費用対効果も判断が難しい。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 事業の必要性はあることから、他課との連携やプロジェクトチームを編成することなどとあわせて、費用対効果も含めて、しっかりとした共通目標、指標を定め取り組まれない。					

委員会評価報告書

事業名	公共工事の入札・契約制度について（令和５年度実施）				
担当課	財務部財政課				
事業の目的	市が発注する公共工事の入札及び契約について、透明性を確保し、公正な競争を促進することを目的としている。				
事業の概要	本市の公共工事における入札・契約の方法については、洲本市契約規則等に基づき、予定価格が1,000万円以上については一般競争入札（制限付）とし、それ以下については指名競争入札又は随意契約により実施している。 令和５年度における公共工事の入札実施件数は、一般競争入札（制限付）34件、指名競争入札71件の計105件であり、随意契約が138件であった。 公共工事の入札実施については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき発注時期の見通しを作成し公表することとされており、本市においても４月及び10月に公表を行い、早期の工事発注を進めている。				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 入札及び契約制度のさらなる透明性の確保において、まだオープンにされていないところがあるので、速やかに公表すべきである。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 改善案で示された入札を実施した250万円以上のその他業務委託及び物品購入に加えて、随意契約での250万円以上の業務委託契約及び物品購入に係る契約結果まで範囲を拡充して公表するといった内容については、速やかに実施し、市が発注する工事などの入札及び契約について、公平性や透明性が確保されるよう努められたい。					

委員会評価報告書

事 業 名	収納率向上対策事業（令和 5 年度実施）				
担 当 課	財務部収納対策課				
事業の目的	市税の収納は、財源の確保と税負担の公平性を保つことが主たる目標で、適正に賦課された税額が適切に収納されて初めて歳入となり、納税者間の税負担の公平性が達成される。市政運営に支障をきたさぬよう、貴重な市税の自主財源の確保を目指し、市民における「公平な納税秩序を守る」ために収納率の向上を目指し、滞納税の解消に取り組んでいくことを目的とする。				
事業の概要	収納率向上のために納期限内の自主納付の勧奨を推進、及び、滞納処分(差押え)の執行 ・口座振替推進キャンペーン 12月～3月 ・徴収強化月間PR 1 2 月 ・財産調査、滞納処分（差押え） ・庁内の債権回収連絡推進会議において、関係部署の職員研修や意見交換などを実施				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 概ね良好であるが、現年度、滞納繰越の目標は実績で上回っているものの、公平性の観点から、なお一層の向上が求められる。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 公平性を念頭に、他課との連携も含めた全庁的な取り組みや市民への聞き取り・相談の実施、口座振替のキャンペーンの拡充といった取り組みを行い、さらなる徴収率向上に努力されたい。					

委員会評価報告書

事業名	特定健康診査等事業（令和５年度実施）				
担当課	市民生活部保険医療課				
事業の目的	平成20年4月施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施するもの。 国民健康保険保険者（洲本市）が内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した「特定健康診査（以下、特定健診）」を実施し、その結果により、生活習慣病発症のリスクが高いと判定された被保険者に対し、「特定保健指導」を行うことで、糖尿病等の生活習慣病の有病者及び予備群を減少させ、医療費の抑制につなげることを目的とする。				
事業の概要	【特定健診】 40歳から74歳の被保険者に対し集団健診または個別健診を実施。受診申し込みのなかった方には電話及び訪問による受診勧奨を行う。 また、令和３年度より、若年層からの早期受診として30歳代の健診費用を無料化し実施している。 【特定保健指導】 特定健診の結果により、特定保健指導の対象になった方に対し、直接実施（洲本市）及び業務委託による保健指導を行う。				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 受診率は向上しているが、まだ目標値には達していない。目標値達成のためにも、更なる受診率向上に向けた努力が必須になると思われる。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 受診率を向上させるための周知や啓発を徹底するため、各種機関等との連携をより一層図りながら、未受診者への積極的な働きかけに努められたい。					

委員会評価報告書

事業名	認知症総合支援事業（令和５年度実施）				
担当課	健康福祉部介護福祉課				
事業の目的	認知症は、特別な病気ではなく、私たち自身や家族など誰にでも起こりうる病気です。 今後の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれています。 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、保健・医療・福祉等の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行うなど、認知症の方やその疑いのある方に対して、総合的な支援を行う事業です。				
事業の概要	【認知症初期集中支援チームの設置】 地域包括支援センター等の職員が認知症の初期段階で認知症の方や家族に対して個別の訪問等を行い、適切な支援を行う仕組みとして「認知症初期集中支援チーム」を設置する。 ◇チーム員：１０名（医師３、保健師１、社会福祉士１、主任ケアマネ１、理学療法士２、作業療法士１、精神保健福祉士１） 【認知症地域支援推進員の配置】 早期診断等を行うためには、認知症専門医療機関との連携強化など、医療サービスと介護サービスの切れ目のない対応や連携のほか、地域の実情に応じた認知症施策の取り組みが求められており、本市では体制づくりの推進役として、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、相談支援業務を行っている。 ◇推進員の配置：保健師 １名 ※R6：社会福祉士 １名追加				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 家族の視点に立った支援の継続を図るためにも、家族のみで介護することなく、認知症地域支援推進員を中心とした制度活用を今後も実施していく必要があると思われる。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 認知症高齢者の増加が見込まれる中、より必要性が高くなる認知症地域支援推進員の必要人数を把握する必要がある、現時点でうまく機能しているかの指標が、今後、評価するにあたり必要になると思われる。また、洲本地域にも「オレンジランプごしき」のような拠点の整備を検討し、事業の拡大を目指されたい。					

委員会評価報告書

事 業 名	校務支援システム導入事業（令和５年度実施）				
担 当 課	教育委員会学校教育課				
事業の目的	校務支援システムの導入により、事務処理の平準化・効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合える時間を確保する。また、児童生徒情報の一元管理により、情報セキュリティリスクを低減させると同時に、多角的な情報活用を可能とし、教育の質の向上を図る。				
事業の概要	校務支援システムは、以下の機能を導入している １ 名簿情報管理 ２ 出欠席情報管理 ３ 成績処理 ４ 通知表作成 ５ 指導要録作成 ６ 調査書作成（中学校のみ） ７ 保健管理 ８ 体力テスト処理 グループウェアは、以下の機能を導入している １ ポータル機能 ２ 掲示板 ３ メッセージ ４ 施設設備予約 ５ スケジュール ６ アンケート ７ 学校日誌				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 業務負担の軽減を図るためにも、ＩＣＴが不得意な教員やトラブルへの対応など、更なる活用の強化が必要であると思われる。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 本事業の効率化を加速させるためにも、ＩＣＴ支援員の導入によるシステムの活用やトラブル等の対応力向上、ＩＣＴ全般の技術力の向上を図ることに努められたい。					

委員会評価報告書

事 業 名	高田屋公園改修事業（令和５年度実施）				
担 当 課	産業振興部農政課				
事業の目的	国土交通省より重点「道の駅」として選定を受けた高田屋嘉兵衛公園において、地域の賑わいや新たな付加価値を創出するため、「道の駅」登録に必要な機能整備に合わせ、老朽化施設のリニューアル整備を実施する。				
事業の概要	【道の駅機能整備】 ・ 駅舎本体整備（物販・軽飲食、休憩施設、トイレ） ・ 附帯施設整備（テラス、シェルター、災害対応） ・ 駐車場、イベント広場整備（第1・2駐車場、イベント広場） ・ インフラ機能整備（歩道整備、公共下水道接続） ・ 野営場整備（キャンプサイト、共同炊事場） ・ レクリエーション施設整備（遊具） ・ 便益施設整備（トイレ、パーゴラ、ベンチ） 【公園リニューアル整備】 ・ 省エネ改修整備（テニスコート照明、街路灯） ・ 老朽化施設改修整備（ゆ〜ゆ〜ファイブ改修、ログハウス外壁塗装改修等） ・ 景観調和整備（花壇・樹林地整理）				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 既存施設の老朽化に対するリニューアル整備は進んでおり一定の成果はある。しかし、道の駅機能整備に関しては、スケジュールの度重なる変更があり、当初の計画よりかなり遅れている。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 道の駅整備は、洲本市民、特に五色地域の住民にとって期待が大きい。既存施設を運営しながらの整備で、難しいところもあると思うが、スピード感をもって、1日も早く市民へ全体像を示し、具体化を図りたい。					

委員会評価報告書

事 業 名	地籍調査事業（令和 5 年度実施）				
担 当 課	産業振興部農地整備課				
事業の目的	土地の所有者、境界、地積を調査し、現状と登記のズレを解消する。				
事業の概要	○事業名 ・ 地籍調査事業 負担割合 国50%,県25%,市25% ・ 先行地籍調査事業 負担割合 国50%,県[農林水産部]25%,県[土木部]5%,市20% 兵庫県土木部が施工する公共事業に先行して行う地籍調査事業 ○地籍調査の工程 1年目： 調査素図作成(公図、登記簿、戸籍等の調査) 2年目： 一筆地調査(現地立会)、地籍測量 3年目： 地籍簿、地籍図の作成、成果(地籍簿、地籍図)の閲覧、確認 4年目： 成果の認証(県) 5年目： 登記所へ送付(登記所備え付けの地図となる。)				
事業結果に 対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 県や近隣他市と比べ、事業の進捗率がかなり低い。進捗率を上げるためには、一層の努力が必要である。					
事業の今後 の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 本市の状況や近隣他市の取り組み状況を分析するなど、進捗率向上のために鋭意努力されたい。 また、本事業を進めていくには、地域住民の協力が必須であることから、事業概要や実施のメリットなど、市民への周知をより一層図られたい。					

委員会評価報告書

事業名	ふるさと洲本交流スペース管理費（令和５年度実施）				
担当課	産業振興部商工観光課				
事業の目的	令和３年３月末の市民工房閉鎖後の利活用として、「Attractive」（アトラクティブ）「魅力的な」をコンセプトに、「誰もが」「いつでも」「自由に使える」、洲本の魅力を体感できる新しいコワーキングスペース、ワーケーションの場として設置した交流スペース。				
事業の概要	洲本アルチザンスクエアA棟３階、４階【A BRICK】の管理運営				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
【問題点など】 昨年と比べ利用者数が増加していることから、コワーキングスペースは貴重な存在であるとする。今後、施設の老朽化による維持管理費の増加が見込まれており対応が必要である。					
事業の今後の方向性	1 拡充	2 継続	3 改善	4 縮小	5 休止・廃止
【提言など】 利用者へアンケートを行うなど、意向調査を実施し、より快適なスペースとなるよう利用者増に向けた取り組みを行いたい。また、民間設置のコワーキングスペース事業を圧迫することのないよう配慮されたい。					